#### 事業継続力強化支援事業の目標

### I 現状

## (1)地域の災害リスク

# 【位置等】

当町は、沖縄本島南部地域の東海岸に位置し、那覇市から東へ約9kmの地点にあり、南に南城市、西に南風原町、北に西原町の1市2町に隣接しており、太平洋に面している。面積は、5.18K㎡と本島内でも最も小さな面積で東西方向に約4.3km、南北方向に約2.1kmの長方形をなしています。

地形は海岸に沿って低平地が広がり、背後は丘陵地となっており、北側には運玉森(標高158m)、南側には雨乞森(標高132m)が位置しています。運玉森、雨乞森、字板良敷の山手の一部は、防災上配慮が必要な土砂災害警戒区域(地すべり、土石流)に指定されています。また町域には河川危険箇所はないものの、中城湾側には広い埋め立て地があり、津波や液状化への対策が必要です。

人口・世帯数は、2022年7月末現在で19,988人、8,759世帯となっており、1990年度から2022年度の推移を見ると、一貫して人口・世帯数ともに増加傾向にあります。特に2010年度から2015年度にかけての人口や世帯数の増加が県内第1位(全国第4位)なっているが、1世帯あたり人数については1995年度以降、少子高齢化や核家族化などの影響で、減少傾向にあります。

### 【台風・高潮(浸水)・土砂災害(地すべり、土石流)】

当町において、海岸に沿って低平地が広がり、台風上陸において、大きな被害をもたらすおそれがあり、波浪と高潮による浸水被害が予測される。また他の地域において、丘陵地があり、土砂災害警戒区域としてしてされ、これらの危険個所における表層崩壊が想定される。与那原町総合防災マップによると、地すべり:6ブロック(与原区)、15ブロック(当添区、板良敷区、江口区)、土石流:1(与原区)、4(当添区、板良敷区、江口区)が想定される。

# 【地震及び津波】

平成25年度沖縄県地震被害想定調査報告書によると、本県の陸地部及び周辺海域で想定される25ケースの大規模地震を対象に各種被害予測を行った結果、沖縄本島南東沖地震3連動(マグニチュード9.0)が、最も大きな被害を及ぼす可能性があるとしている。液状化危険度として、町域の約3割にあたる範囲が危険性が高い区域(PL値が15以上)であると予測されている。また津波被害も、地震発生後約28分で本町に津波が到達し、東浜区、港区、板良敷区、当添区の各区の一部で5~10mの津波浸水が想定される他、沖積低地のほどんとの範囲において2m以上の津波浸水が予測されている。

|               |    |            |            |            | 単位             | 与那原町       | 南城市       | 西原町    | 南風原町   | 沖縄県全体   |
|---------------|----|------------|------------|------------|----------------|------------|-----------|--------|--------|---------|
| 死 傷 者         | 死  | ā          | 者          | 数          | 人              | 355        | 1,032     | 345    | 4      | 11,340  |
| )             | 負  | 傷          | 者          | 数          | 人              | 5,858      | 8,408     | 6,519  | 292    | 116,415 |
| 建物            | 全  |            |            | 壊          | 棟              | 1,875      | 3,500     | 1,677  | 483    | 58,346  |
| ~             | 半  |            |            | 壊          | 棟              | 1,390      | 3,226     | 2,280  | 1,143  | 70,714  |
|               | 上水 | (道()       | 断水 人       | <b>口)</b>  | 人              | 17,431     | 39,372    | 34,762 | 34,886 | 775,977 |
| ライフラ          | 下水 | 道 (5       | 支障人口       | <b>コ</b> ) | 人              | 4,490      | 13,005    | 5,349  | 6,304  | 629,135 |
| イン被害          | 電力 | 7 (停       | 電軒数        | 女 )        | 軒              | 2,920      | 17,039    | 7,017  | 2,281  | 223,506 |
| (発災直後)        | 通信 | 施設(        | 不通回紡       | 【娄文 )      | 回線             | 1,559      | 4,882     | 3,758  | 1,442  | 137,860 |
|               | 都市 | ガス(        | 支障戸        | 数)         | 戸              | O          | O         | 643    | 1      | 53,000  |
| 要救助者数         | 地  |            |            | 震          | 人              | 101        | 286       | 216    | 193    | 7,736   |
| Z 1/20/16 9/2 | 津  |            |            | 波          | 人              | 975        | 76        | 457    | 0      | 39,356  |
| 避難所内避         | 難者 | 汝 (発       | 災 1 日後     | を)         | 人              | 6,269      | 7,365     | 6,972  | 630    | 178,501 |
|               |    | LLL office | C ALC INFO | ) E &E I   | nie Schrädtt i | 目 地方倒除物比例的 | 相号之前用之内表区 | 生事 (亚南 | 26年2月) | トりません   |

被害想定(沖縄本島南東沖地震 3 連動 M=9.0)

出典:〔平成25年度沖縄県地震被害想定調査報告書(平成26年3月)より抜粋〕

# 【感染症】

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返し10年から40年の周期で発生し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、今日に至るまで、新型コロナウイルスは変異を繰り返しながら、世界中の人々の生命・健康や社会経済活動に影響を与え続けている。そして、ほとんどの人が新型のウィルスに対する免疫を獲得していない為、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす事が懸念されている。多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

# (2) 商工業者の状況

・商工業者数 652社(平成26年経済センサス基礎調査)

・小規模事業者数 529社(平成26年経済センサス基礎調査)

# 【商工業者の業種別内訳】

| 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小 売 業 | 飲食·<br>宿泊業 | サービス<br>業 | その他 | 合 計 |
|-----|-----|-----|-------|------------|-----------|-----|-----|
| 50  | 28  | 38  | 142   | 137        | 182       | 75  | 652 |

### (3)これまでの取組

# 1) 当町の取組

- ・防災行政デジタル無線の整備(町内11箇所)
- ・津波避難支援マップ制作(全戸配布)
- ・備蓄飲食料(生活用品)の整備
- ・与那原町商工会建設工業部会と「災害時における応急対策に関する協定書」を締結
- ・与那原町、西原町漁業協同組合と「災害発生時の際の小型漁船による人命救助及び物 資等の緊急郵送に関する協定書」を締結
- ・高層ビル所有者11名と「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書」を締結
- •避難訓練
- •町内全ての自治会で自主防災組織を設立
- ・海抜及び津波避難ビル表示の整備(86箇所)
- ・与那原町地域防災計画の改定
- 与那原町観光交流施設(防災拠点施設)完成
- ・沖縄女子短期大学と「津波時における避難施設の使用に関する協定書」を締結
- 安心、安全で環境にやさしいまちづくり策定
- 与那原町国土強靭化地域計画策定

# 2) 当会の取組

- ・与那原町と与那原町商工会建設工業部会と「災害時における応急対策に関する協定書」 を締結
- •危機発生時行動一覧作成
- ・危機管理マニュアル作成
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知

### Ⅱ 課題

現状では、危機管理マニュアルは策定されており、また建設工業部会としては防災協定を当町と締結しているが、商工会としては協定を締結していなく、また緊急時の取組として訓練等を実施した事がなく、そして関係機関との協力体制についても本格的に動けるのかが不明である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているなどといった課題が浮き彫りになっている。また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

また、地区内の小規模事業者は事業者 BCP の策定の必要性に関する知識がまだまだ低い現状がみられる。

### Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

# 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日~令和10年3月31日

- (2)事業継続力強化支援事業の内容
  - ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

# <1. 事前の対策>

- ・平成27年に策定した「与那原町地域防災計画」や「与那原町新型インフルエンザ等対策行動計画」 と令和4年改訂した「新型コロナウィルス感染症対策の基本方針」について、本計画との整合性を整理 し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。
- 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその 影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の 支援策の活用等)について説明する。

- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、 事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への 周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・当会は平成31年3月に危機管理マニュアルを作成。以後、毎年組織体制の変更に合わせて更新して おり、事業継続計画への反映を令和5年までに作成する。

#### 3) 関係団体等との連携

- ①沖縄県火災共済協同組合と下記事項について連携する。
  - ・「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR
  - ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。
- ②損害保険会社と連携、専門家の派遣を依頼。会員事業者以外も対象とした損害保険の紹介等を実施する。

### 4)フォローアップ

・当会と当町で地区内小規模事業者のBCP等取組状況の確認及び情報を共有を図り、必要に応じて 改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害等が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

### <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
- 1) 応急対策の実施可否の確認
- ・発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、与那原町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

台風、豪雨の場合:職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自

身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

地震の場合: 職員自身の体感で命の危険を感じる揺れの場合は、出勤をせず、職員自身がま

ず安全確保をし、家屋の状況、火災状況等を確認し、安全確認後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

### (例:被害規模の目安は以下を想定)

| (, , , , , , , , , , , , , , , , , , , |                                       |
|--|---------------------------------------|
| 大規模な被害がある                              | ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較  |
|  | 的軽微な被害が発生している。                        |
|  | ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな  |
|  | 被害が発生している。                            |
|  | ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断    |
|  | されており、確認ができない。                        |
| 被害がある                                  | ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的  |
|  | 軽微な被害が発生している。                         |
|  | ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大き |
|  | な被害が発生している。                           |
| ほぼ被害はない                                | ・目立った被害の情報がない。                        |
|  |                                       |

<sup>※</sup>なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

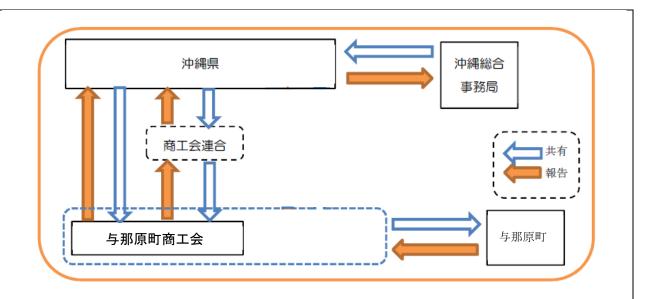
・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| 発災後~1週間 | 1日に2回共有する   |
|---------|-------------|
| 1週間~2週間 | 1日に1回共有する   |
| 2週間~1ヶ月 | 3日に1回以上共有する |
| 1ヶ月以降   | 必要に応じて共有する  |

・当町で取りまとめた「与那原町地域防災計画」、「与那原町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

# <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・当会は、別紙様式により被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。



### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、与那原町と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の流行の場合は、電話・メール・FAX等によって、周知を行い、感染拡大防止に努める。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

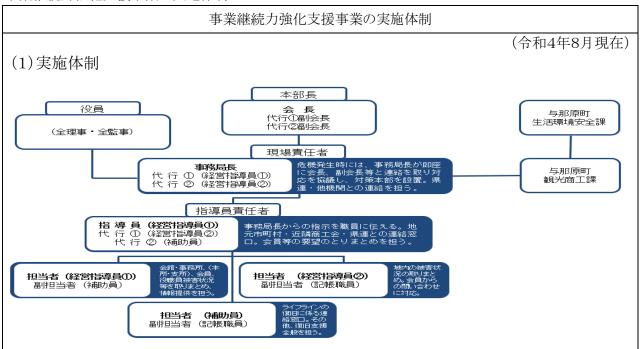
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

### ※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

#### (別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
  - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 中馬 直樹 (連絡先は後述(3)①参照)
  - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
    - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
    - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先
  - ①商工会

与那原町商工会

〒901-1303 沖縄県与那原町字与那原3090番地の8

TEL:098-945-3513 / FAX:098-945-7502

E-mail:shokokai@yonabaru.jp

②関係市町

与那原町観光商工課

〒901-1392 沖縄県与那原町上与那原16番地 2階

TEL:098-945-5323 / FAX:098-944-3365

E-mail: kankou-shoukou@town.yonabaru.okinawa.jp

### ※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

# (別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

|                             | 令和5年度                 | 令和6年度                 | 令和7年度                 | 令和8年度                 | 令和9年度                 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 必要な資金の額                     | 230                   | 230                   | 230                   | 230                   | 230                   |
| ・専門家派遣 ・発送費 ・防災、感染症対策費 ・運営費 | 50<br>100<br>50<br>30 | 50<br>100<br>50<br>30 | 50<br>100<br>50<br>30 | 50<br>100<br>50<br>30 | 50<br>100<br>50<br>30 |

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

# 調達方法

会費収入、与那原町補助金、沖縄県補助金、事業収入 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

# (別表4)

| 事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続 | 力 |
|---|---|
| 強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項                    |   |

| まに又版事末で大心りの何くりの物目の足跡に関りの事項 |
|----------------------------|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所    |
| 並びに法人にあっては、その代表者の氏名        |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
| 連携して実施する事業の内容              |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
| 連携して事業を実施する者の役割            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
| N+ 146 14 start = 1 666    |
| 連携体制図等                     |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |
|                            |